

## 選挙人名簿の抄本の閲覧制度に関する論点整理（案）

### I 選挙人名簿の抄本の閲覧制度は必要か

- ・ 選挙人名簿は、投票できる者の範囲を確定するために調製される公簿であり、その正確性を確保するために閲覧制度がある。
- ・ 選挙人名簿への登録の有無は選挙権の行使とも密接に関連していることから（公職選挙法第42条）、少なくとも選挙人が自己又は特定の選挙人の登録の有無を確認する手段は必要である。
- ・ ただし、不特定又は多数の選挙人に関し登録の有無を確認するための閲覧の際には、目的外の閲覧を防止するため理由を明記した書面の提出を求めべきである。

→ 選挙人名簿の抄本の閲覧制度は存続することとする。

### II 登録の有無の確認以外で制度の趣旨に照らしてどのような場合に閲覧を認めることとするか

- ・ 現行の規定（公職選挙法第29条第2項）では、どのような場合に選挙人名簿の閲覧ができるのか法令上明確でなく、個人情報保護の観点から問題があるとの指摘がある。
- ・ 下記の場合については、間接的には選挙人名簿の正確性を確保するという面もあり、民主政治の健全な発展に資することから、選挙人名簿により選挙人を把握することについて、合理性、必然性、公益性が認められることから、現在閲覧できる取扱いとされている。
  - 候補者等が選挙運動又は政治活動を行うために閲覧する場合
  - 公共目的の世論調査・学術調査のために閲覧する場合
- ・ これらの閲覧は、年間15,000件以上もの利用実績があり（平成16年度実績値）、民主主義を支える基盤として機能しているところであり、仮に閲覧ができなくなった場合には選挙運動・政治活動や世論調査・学術調査に大きな支障を来すおそれがある。

→ 政治活動や公益性が高い世論調査等は、民主政治の健全な発展に資するものであり、公職選挙法第1条に規定するこの法律の目的に沿うもの

であると考えられる。このため、これらの閲覧については引き続き認めることとし、法令上明確に位置づけるべきではないか。

### Ⅲ 登録の有無の確認以外で選挙人名簿の抄本の閲覧を認める場合に係る論点について

- 1 ① 候補者等が選挙運動や政治活動を行うために閲覧する場合  
② 公益性が高い世論調査・学術調査のために閲覧する場合  
について、閲覧できる主体と目的をどのように考えるか。

- ・ ①②の場合において選挙人名簿の抄本の閲覧を認めるとして、それぞれの外延（特に主体）をどのように考えるか。
- ・ 政治団体、報道機関、学術機関といっても多種多様であり、主体によって限定することは困難であり、結局のところ手続規定を整備することにより目的外の閲覧を防止するしかないのではないか。
- ・ この点に関連して、各市町村の選挙管理委員会においては、従来より選挙人名簿抄本の閲覧制度の趣旨・目的等を踏まえて、要綱等を定め、営利目的や不当な目的による閲覧は拒否する等の事務処理を行っているが、閲覧に関する事務処理についての具体的な手続規定が存在しないことから、事務処理の基本的な事項を法令で定めるべきとの意見がある。

- 
- ・ 閲覧の際には、理由を明記した書面の提出を求めるなど、閲覧に関する事務処理の基本的な手続規定を法令上設け、目的外の閲覧を防止する必要があるのではないか。
  - ・ この場合、次のような事項を記載した資料の提出を求めているかどうか。
    - ・ 閲覧しようとする者の氏名、住所
    - ・ 閲覧理由
    - ・ 閲覧したい選挙人の範囲、その理由
    - ・ （②の場合）選挙人名簿抄本の閲覧が必要な理由、調査の内容がわかる資料、調査結果の公表の有無、方法、時期
    - ・ 閲覧により取得した情報の管理・廃棄の方法 等

- 2 ①②の閲覧について、手数料を徴収することが適当かどうか。

- ・ 選挙人名簿の正確性を確保するための閲覧は、特定の者のためにする事務ではないことから手数料を徴収することはできないとされているが、①②の閲覧については、手数料を徴収することとするのか。
- ・ 政党ヒアリングの際には、「手数料を徴収することになると資力の有

無で政治活動に差が出るため、妥当ではない」「手数料を徴収することになったとしても、低額のものであることが望ましい」と手数料を徴収することに関して消極的な意見がある。

→ 民主政治の健全な発展に資する意義を有するものであることから、閲覧手数料は徴収しないこととすべきではないか。仮に徴収するとしても低額にとどめるべきではないか。

#### IV その他

1 偽りその他不正の手段により選挙人名簿抄本を閲覧した者に対して何らかの制裁措置が必要ではないか。

・ 現行制度では、不正に閲覧をした者に対する制裁措置がないため、不正な閲覧を防ぐための措置が必要との意見がある。

→ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に準じた制裁措置を講じることとしてはどうか。

2 「その他適当な便宜を供与しなければならない」との義務規定の取扱いをどのようにするか。

・ 公選法第29条第2項に基づいて、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿を正確ならしめるために、選挙人名簿抄本の閲覧のほか、その他適当な便宜を供与しなければならないとされている。

・ この便宜供与は、「予算と労力の範囲内のできる限りの便宜の供与」とされている。この規定に基づいて、選挙人名簿抄本のコピーを認めている市町村が平成17年5月1日現在で全体の約4分の1ある一方、全体の約4分の3の市町村ではコピーが認められていない。個人情報保護の観点からは安易に認めるべきではないとの意見がある一方、政党からは、「転記では不便である、選挙人名簿抄本のコピーを認めてほしい」との要望もあった。

→ こうした現状を踏まえると、具体的な便宜供与の範囲・方法等については、各市町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿の意義を踏まえ、その団体の実情に応じて定めるべきである。このため、便宜供与は、市町村の選挙管理委員会の定めるところにより行うこととし、法律上の便宜供与の義務規定は削除することとしてはどうか。